

中小企業退職金共済制度に関する 今後の検討における主な視点

令和8年6月30日第93回中小企業退職金共済部会 資料 2

中小企業退職金共済制度のこれまでの経緯

中小企業退職金共済

主な改正事項

- 昭和34年 「中小企業退職金共済制度」の創設
- 昭和55年 過去勤務期間通算の新設
- 平成2年 パートタイム労働者のための月額掛金の特例を新設
退職金の支給方法に分割支給を導入
- 平成14年 基本退職金額を政令事項とする
- 平成27年 「資産運用委員会」の設置
- 平成28年 合併等に伴う企業年金との移換措置を導入

近年の部会における議論

「一般の中小企業退職金共済制度における退職金額の水準の検討について」
(抄)
労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会
(令和8年3月17日)

- 1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、**今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくとともに、制度の魅力を高めていくことが必要である。**

特定業種退職金共済

主な改正事項

- 昭和39年 「特定業種退職金共済制度」の創設
建設業を業種指定し、「建設業退職金共済」創設
- 昭和42年 清酒製造業を業種指定し、「清酒製造業退職金共済」創設
- 昭和56年 林業を業種指定し、翌年より「林業退職金共済」創設
- 令和元年 電子申請方式を導入。翌年建設業を対象業種に指定

近年の部会における議論

「特定業種退職金共済制度における退職金額の水準等の検討について」(抄)
労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会
(令和7年3月19日)

4. 制度のあり方についての検討

特定業種における国の施策の状況や、経営環境・雇用状況の変化等を踏まえ、**特定業種退職金共済制度の魅力を維持しつつ、制度を安定的に持続させていくために、以下のとおり、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。**

- (1) 建設業においては、建設業法の改正等により、労働者の処遇改善や働き方改革への対応、建設キャリアアップシステム(CCUS)を含めたICTを活用した生産性向上等が進められていること等を踏まえた**建退共制度の改善の検討を行うこと。**
(以下略)
- (2) **林退共制度について、**業界の動向や、共済契約者・被共済者及び財政状況の推移等を踏まえ、制度を安定的に持続させていくための**今後の制度のあり方について、必要な検討を行うこと。**

中小企業退職金共済制度についての論点の全体像（案）

中小企業退職金共済制度は、一般の中小企業退職金共済が昭和34年、特定業種退職金共済制度が昭和39年に創設されて以来、累次の見直しを行ってきた。近年、物価や賃金の上昇や人手不足が進んでいる中で、労働者の働き方の変化や事業主における退職金制度に関する意識の変化などを踏まえ、中小企業退職金共済制度について、以下のような論点から検討してはどうか。

« 社会・経済の変化 »

- ・物価の上昇と賃上げの進展
- ・人口動態の変化による人手不足の深刻化



【社会・経済の変化を踏まえた中小企業退職金共済制度の検討の方向性】

- ・近年の物価や賃金の上昇と中小企業における退職金制度のあり方についてどのように考えるか。
- ・建設業における技能労働者の担い手確保など、業種ごとの状況と退職金制度のあり方についてどのように考えるか。
- ・その他、加入促進に資する、中小企業退職金共済制度の魅力向上の方策についてどのように考えるか。

【今後の検討における主な視点（例）】

- (1) 物価や賃金の上昇に対応し、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善を可能とする魅力ある中小企業退職金共済制度の構築
 - ・掛金月額のあるり方について（上限額や掛金の単位 等）
 - ・加入できる事業主の範囲について（業種別の従業員数要件 等）
 - ・加入できる被共済者の範囲等について（対象者の範囲や取扱い 等） など
- (2) 技能労働者の担い手確保のため、業種ごとの事情を踏まえて労働者の技能等に応じた処遇改善を可能とする特定業種退職金共済制度の環境整備
 - ・掛金日額のあるり方について（上限額や建設業における技能に応じた掛金設定 等）
 - ・雇用形態の変化に応じた制度の移行について（林業における通年雇用化の進展への対応 等） など
- (3) その他
 - ・利便性の向上について（建退共におけるCCUSとの連携 等）
 - ・資産運用のあり方について など

中小企業退職金共済制度についての論点（案）①

（１） 物価や賃金の上昇に対応し、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善を可能とする魅力ある 中小企業退職金共済制度の構築

① 掛金月額のある方について

- ・ 中小企業退職金共済の掛金月額は月額 3 万円が上限とされているが、平成 7 年に行われた前回の上限額の引上げからの物価や賃金の情勢の変化を踏まえ、掛金月額の上限のある方についてどのように考えるか。
- ・ 中小企業退職金共済の掛金月額の単位は 1 万円以下は千円単位、1 万円以上は 2 千円単位とされている。賃上げが進んでいる中で、従業員の給与や経験等に応じた掛金設定の柔軟性の観点から、掛金額の単位についてどのように考えるか。
- ・ 近年、働き方の多様化が進んでいる中で、中小企業退職金共済の掛金のある方についてどのように考えるか。

② 加入できる事業主の範囲について

- ・ 中小企業退職金共済に加入できる中小企業者の定義は、業種ごとに異なる基準が設定されているが（※）、中小企業への退職金制度のさらなる普及促進と事業主の負担軽減の観点から、加入できる事業主の範囲をどのように考えるか。

※業種ごとの基準・・・			
一般業種（製造業、建設業等）	：	常用従業員数 300人以下	または 資本金・出資金 3 億円以下
卸売業	：	常用従業員数 100人以下	または 資本金・出資金 1 億円以下
サービス業	：	常用従業員数 100人以下	または 資本金・出資金 5 千万円以下
小売業	：	常用従業員数 50人以下	または 資本金・出資金 5 千万円以下

③ 加入できる被共済者の範囲や取扱いについて

- ・ 中小企業退職金共済の被共済者については、中小企業者である事業主に雇用される者とされているが、働き方の多様化が進んでいる中で期間雇用者や青色事業専従者等、その範囲や取扱いについて、どのように考えるか。

中小企業退職金共済制度についての論点（案）②

（２） 技能労働者の担い手確保のため、業種ごとの事情を踏まえて労働者の技能等に応じた処遇改善を可能とする 特定業種退職金共済制度の環境整備

① 掛金日額のあり方について

- ・ 特定業種退職金共済制度の掛金日額は、日額300円～800円の範囲で業種ごとに特定業種退職金共済規程で定めることとされているが、平成14年に行われた前回の上限額の引上げからの物価や賃金の情勢の変化を踏まえ、掛金日額の上限のあり方についてどのように考えるか。
- ・ 特定業種退職金共済制度の掛金日額は、業種ごとに単一でなければならないとされているが、建設業等において制度の魅力を高める上で技能労働者の経験や技能に応じた処遇改善のニーズが高まっていることを踏まえ、掛金日額の設定についてどのように考えるか。

② 雇用形態の変化に応じた制度の移行について

- ・ 特定業種退職金共済制度は、個人単位での制度移換等は認められている一方で制度全体の統廃合に係る定めは設けられていないが、林業において通年雇用化が進むなど共済制度の創設時から雇用形態が大きく変化している業種が生じていることを踏まえ、一般の中小企業退職金共済との関係についてどのように考えるか。

（３） その他

① 利便性の向上について

- ・ 建退共においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携や電子申請方式など利便性向上のための取組みが進められているが、加入促進の観点から、利便性の向上や制度の普及のための方策についてどのように考えるか。
- ・ 中小企業退職金共済制度と他の制度のポータビリティについては一定の制約を設けている。中小企業退職金共済制度の趣旨や目的を踏まえた上で、被共済者の視点で共済制度の魅力向上に資する、他の制度とのポータビリティのあり方についてどのように考えるか。

② 資産運用のあり方について

- ・ 金利の上昇や物価の変動など金融環境や経済情勢が大きく変化する中で、制度の魅力向上や資産運用の高度化の観点から、余裕金の運用のあり方についてどのように考えるか。